福島県	双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内七の一	磐城森林管理署葛尾森林事務所	一級地
栃木県	日光市黒部二二一の三	日光森林管理署黒部森林事務所	一級地
	日光市足尾町三三六九	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所	
群馬県	利根郡みなかみ町夜後二六	関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	一級地
新潟県	東蒲原郡阿賀町豊川甲四七三の二	下越森林管理署豊川森林事務所	一級地
石川県	白山市白峰ハ一五〇の一	石川森林管理署白峰森林事務所	一級地
福井県	大野市長野第三三号四番地の一	近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所	一級地
長野県	塩尻市奈良井七九〇の一四	中信森林管理署奈良井森林事務所	一級地
	木曽郡南木曽町読書一九一二の一	木曽森林管理署南木曽支署柿其森林事務所	
	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七	木曽森林管理署薮原森林事務所	
岐阜県	高山市奥飛騨温泉郷平湯七六三の一二	平湯自然保護官事務所	一級地
	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所	

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（特地官署とされていた官署に勤務する職員の特地勤務手当の月額等に関する経過措置）

第二条　この規則による改正後の規則九―五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地官署（以下「特地官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成三十一年三月三十一日までの間、特地官署とする。

2　前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額にこの規則による改正前の規則九―五五（以下「改正前の規則」という。）による当該官署の級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3　前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（以下この条において「勤務することとなった日等に係る基礎額」という。）と施行日の前日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（第五項第二号において「施行日の前日に係る基礎額」という。）を合算した額（その額が勤務することとなった日等に係る基礎額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（以下この項及び附則第八条第一項第五号において「特地勤務手当経過措置特例基礎額」という。）を超えることとなる期間については、当該特地勤務手当経過措置特例基礎額）とする。

4　改正後の規則第二条第三項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、勤務することとなった日等に係る基礎額は、当該各号の規定により読み替えられた同条第二項の規定の例による勤務することとなった日等に係る基礎額とする。

5　育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員若しくは育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）若しくは育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は改正後の規則第二条第二項各号に定める日若しくは施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったものに係る前二項の規定による特地勤務手当経過措置基礎額の算定については、次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　勤務することとなった日等に係る基礎額に係る俸給の月額　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　育児短時間勤務職員等以外の職員であって、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの　その日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額

ロ　育児短時間勤務職員等であって、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの　その日に係る俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ　育児短時間勤務職員等であって、改正後の規則第二条第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの　その日に係る俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ　任期付短時間勤務職員　改正後の規則第二条第二項各号に定める日に係る俸給の月額を同日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この条において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額

二　施行日の前日に係る基礎額に係る俸給の月額　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　育児短時間勤務職員等以外の職員であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったもの　その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額

ロ　育児短時間勤務職員等であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの　その日に受けていた俸給の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ハ　育児短時間勤務職員等であって、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であったもの　その日に受けていた俸給の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額

ニ　任期付短時間勤務職員　施行日の前日に受けていた俸給の月額を同日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額

6　第一項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員のうち、改正前の規則第二条の二各号に掲げる官署であった官署（次項において「改正前の特定特地官署」という。）に勤務する職員には、平成二十九年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで及び同年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。